明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕

○欧州復興開発銀行を設立する協定の改正（八）　三

○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書（九）　四

〔府　令〕

○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**六四）　元

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**同**六五）　三

○日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**六六）　三

○簡易郵便局法第四条第一項に規定する受託者の銀行法第五十二条の三十九第一項又は第二項の規定による届出に関する内閣府令（**同**六七）　四

○消費者安全法の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（**同**六八）　四

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**五）　三六

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**一〇）　三七

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**一一）　三七

〔省　令〕

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**法務**三六）　三七

○出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令（**同**三七）　三七

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五七）　五五

○法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**五八）　五五

○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（**同**五九）　五六

○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（**厚生労働**一三五）　五六

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**同**一三六）　五六

○予防接種実施規則の一部を改正する省令（**同**一三七）　六九

○東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（**同**一三八）　七〇

○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同**一三九）　七一

○薬事法施行規則の一部を改正する省令（**同**一四〇、一四一）　七一

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**農林水産**五二）　七二

○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**同**五三）　七二

〔告　示〕

○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（**内閣府**二六八）　七三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**法務**四一〇）　七三

○平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針を定める件（**同**四一一）　七四

○欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の効力発生に関する件（**外務**三二六）　七五

○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の効力発生に関する件（**同**三二七）　七五

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**三一三、三一四）　七六

○医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の全部を改正する件（**厚生労働**五二四）　七七

○特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する件（**同**五二五）　八三

○薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件（**同**五二六、五二七）　八四

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（**同**五二八）　八五

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（**同**五二九）　八五

○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**同**五三〇）　八五

○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（**同**五三一）　八五

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（**同**五三二）　八五

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。